太陽光通信 第十号

弊社グラウンドモデル太陽光発電所をご利用いただきありがとうございます。
今回は特定規模電気事業者（ＰＰＳ）についてご紹介いたします。

特殊規模電気事業者（PPS）とは

電気には電力三法と呼ばれる法律があります。いわゆる電気事業法、電気工事士法、電気用品取扱法です。このうちの電気事業法は、電気を供給する者の区分や義務、主任技術者の任命などの電気設備の安全に関する項目が定められています。電気を供給する事業者は一般電気事業者、卸電気事業者、卸供給事業者（ＩＰＰ）、特定電気事業者、特定規模電気事業者（ＰＰＳ）に分かれています。この度弊社では、経済産業省へ特定規模電気事業開始の届け出を行い、ＰＰＳ（Power Producer and Supplier）業務を開始いたしました。ＰＰＳ事業はＩＰＰや日本卸電力取引所（ＪＥＰＸ）から電力を買い取り、多くの需要家に対して電力を販売する業務をとり行います。ＰＰＳ事業は現在のところ電気事業法施行規則により需要電力50ｋｗ以上で、かつ高圧または特別高圧から受電する需要家に限り売電が認められております。

一般電気事業者は電力会社 10社、卸電気事業者の２社、その他事業者は数多く存在していますが、現在も一般家庭に電気を送電できるのは一般電気事業者である電力会社のみです。

２０１３年より始まった電気事業法改定の中で、小売参入の全面自由化の実現が謳われました。これは地域の一般電気事業者にしか認められていない一般家庭等への電気供給を完全自由化するもので、２０１６年を目途に実施される予定です。つまり、日本中のすべての需要家が電力を買う相手を任意に決定できることを意味しております。

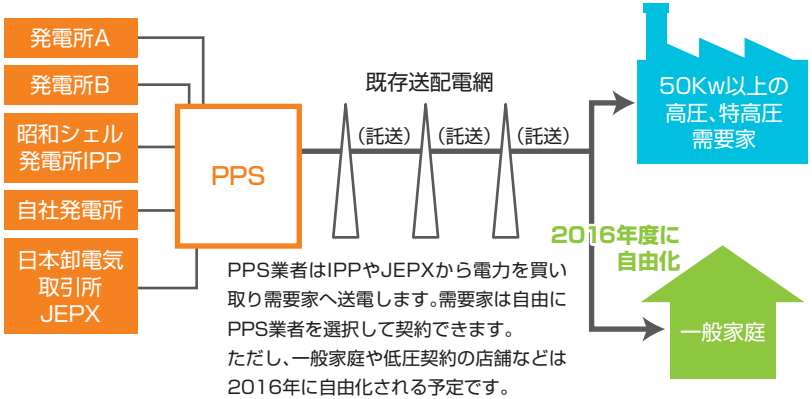

PPSに関する弊社の取り組み

ＰＰＳ業者は電力を需要家に対して安定供給する義務が発生します。弊社ではベース電力を確保するために昭和シェル石油株式会社とベース電力（コラム参照）の供給契約を締結し、各顧客に対して安定した電力供給計画を立案、実施しております。また、自社発電所の開発に着手し、ピーク電力への対応やベース電力の増強、送電路の計画など広い視野で活動をしております。

安定供給について

ＰＰＳ業者から需要家への送電は専用電線を使用するわけではなく、電力会社などの送配電網を利用して電力を送電します。送電線使用料につきましては電力託送料という形で電気料金に含まれるため、契約時の基本料金が大きく変動することはありません。電気料金は競争の原理により自由に設定できるため、たとえご満足いただけない場合でもすぐに他のＰＰＳ業者、電力会社へ停電することなく契約変更することができます。また契約するＰＰＳ業者の発電設備にトラブルがあり発電不能となったとしても、電力の供給が停止することはありません。但し、送電線断線、落雷など需要家周囲の地域停電が起きた場合は送電が止まります。

来たる電力自由化に備え、弊社では安価で安定した電力を一般のご家庭を含めて供給する準備を進めております。今後、多くの皆様に電力の配給をお任せいただけるような体制づくりを進め、電力自由化の際にはお声をかけていただけるよう努力していく次第です。

コラム「ベース電力、ミドル電力、ピーク電力」

発電所には常に一定の電気を発電する発電所、季節や時間による送電計画に基づいて発電する発電所、突発的に起こる電力不足電力や電力使用ピーク時の不足を補うために発電する発電所があり、それぞれベース電源、ミドル電源、ピーク電源と呼ばれ各々の電力を担っています。

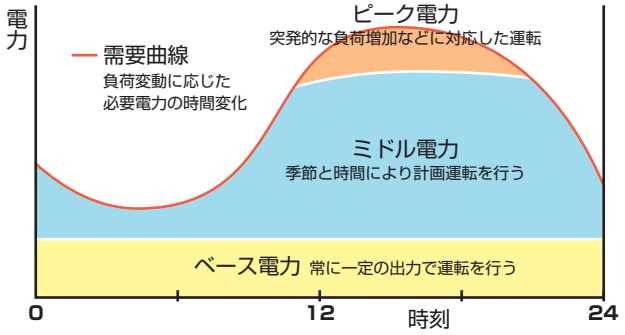

株式会社デベロップ
電話（047）320-0119
www.dvlp.jp
監修
第二種電気主任技術者